

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十四年五月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こまどり会

三 代表者の氏名

倉本 秀

四 主たる事務所の所在地

桜井市大字大福三七〇番地の四六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者等の財産管理及び成年後見に関する様々な問題の解決に関する相談業務及び知識の啓発と普及活動を行い、また任意後見人・任意後見監督人・法定後見人の受託事業を介して権利の擁護及び財産の管理等についての支援を行うことで、地域生活及び市民生活の向上に寄与するとともに地域の保健福祉行政に参画し社会に貢献することを目的とする。